

「貸金業の規制等に関する法律」に関する 法令適用事前確認手続きにかかる照会について

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。
標記の件に関しまして、下記のとおりご照会申し上げますので、ご回答を賜ることが
できると幸甚と存じます。

敬具

記

1. 本照会に係る法令(条項)が平成13年7月9日付「金融庁における法令適用事前 確認手続きに関する細則」(以下「細則」という。) 「1. 対象」に該当することについて

- 1) 本照会に係る法令(条項)は、「貸金業の規制等に関する法律」(昭和58法律第32号)(以下「貸金業法」という。)第2条第1項及び同法第3条である。
- 2) 以下の取引が「貸金業の規制等に関する法律」第2条第1項に該当せず、かつ第3条に基づく登録の必要がないことの照会を求める。

2. 本照会に係る取引の具体的内容

本照会に係る取引の具体的内容は以下のとおりである。

- 1) 株式会社甲は、その連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則(以下「連結財務諸表規則」という)第2条2号に定める連結子会社、又はその非連結子会社若しくは関連会社であって連結財務諸表規則第10条に定める持分法適用対象会社のいずれかに該当する会社たる乙₁乃至乙_n(以下併せて「乙」という)との間で相互にその時々余剰資金の貸付を反復継続して行うことを企図している(甲から乙に対する貸付及び乙から甲に対する貸付という趣旨であり、乙_xから乙_yへの貸付はない、以下このスキーム全体を指称して「本件貸付スキーム」といい、個別の貸付を指称する場合に「本件貸付」という)。
- 2) 本件貸付スキームは、企業グループ内において効率的に資金が利用されることを目的として行うものである。
- 3) 甲においては、本件貸付により乙_xから借り入れた資金を、本件貸付による借入を希望する乙_yに対する本件貸付による貸付資金として使用することもあ
- る。
- 4) 本件貸付において、貸主は借主から原則として実勢市場利率に準ずる水準の金利の支払を受ける。
- 5) 本件貸付スキームによる貸付は、甲と第三者(甲の子会社及び乙以外の者)との間で行われることはない。

(注)nは自然数。xおよびyは、n以下の任意の自然数。

3. 適用の有無についての照会者の見解とその根拠

照会者は、上記2. 本照会に係る取引の具体的内容に基づく取引については貸金業法の規制対象とはならない取引であると解せることから、係る貸付行為は同法第2条が規定する「貸金業」には該当せず、同法の適用はないと判

断致します。

したがって、本件におきましては、いずれの本件貸付人による貸付行為も同法第2条が規定する「貸金業」には該当せず、同法の適用はないと判断致します。以下、詳細に申し上げます。

1) 甲と甲の商法上の子会社間における金銭貸付について

一般に、株式会社甲と甲の子会社間においては、前者が後者に対して有する支配という観点に照らせば、議決権ある発行済み株式の過半数を保有している観点から経済的に一体とみるべき要素が強く、このような関係における金銭貸付は、単一の会社内部での資金移動に類似する側面が多分にあると解されます。つまり単一の会社の内部での資金移動については貸金業法の規制は及ばないといえます。

なお、「貸金業の規制等に関する法律」法令適用事前確認手続 照会日 平成13年9月3日ならびに回答日 平成13年10月28日によっても、この形態の取引は貸金業法の規制が及ばないことを確認済みであります。

2) 甲乙間における金銭貸付について

1)の解釈と同様、一般に、甲乙間の関係は、グループ経営・連結経営重視の時代に求められるグループ全体での経済合理性の追求という観点から、ますますその関係は密接なものとなり、甲と乙との間で相互に強い影響力を及ぼしあっているという観点に照らせば、甲にとってグループ経営上極めて重要な役割を担っている乙も存在しており、実質的に経済的にも一体と見るべき要素が強くなっていると解されます。係る関係間での取引は、もはや実質的に単一の会社の内部での資金移動に類似する側面が多分にあると解されます。そして、繰り返しますが単一の会社の内部での資金移動については貸金業法の規制は及ばないのであります。

そういたしますと、甲乙間の本件スキームによる貸付は貸金業法の規制対象とはならないのではないかと料いたします。これは「支配」という観点のみならず、時代の流れにより求められるようになってきた「グループ経営の強化」「企業集団の経済合理性を追求する現金管理スキームの一環」との視点によっても、経済的に一体と見るべき要素は既に強まっているものと思われるからであります。

さらに、内外の投資家からもグループ経営が一層求められる時代となっている背景を鑑みるに、今後、会社分割・合併など市場構造に柔軟に対応すべく適応努力を行う企業行動も一層加速することは必然であり、甲と甲の子会社の関係のみならず、甲と乙の関係に相当し、かつ甲にとって経営戦略上重要な役割を担う乙が設立される可能性は極めて高いといえます。当然これらは経済的に一体とみるべき要素が強く、このような関係における金銭貸付は、単一の会社内部での資金移動に類似する側面が多分にあると解され、したがって単一の会社の内部での資金移動については貸金業法の規制は及ばないといえます。

3) 本件貸付の具体的性質の分析

本件貸付行為の性質ないし中身についてより詳細に検討いたしますと、かかる本件貸付スキームは、株式会社甲を中心とした経済的に一体である企業グループ内において効率的に資金が利用されることを目的として行うものであります。

さらに、本件貸付スキームによる貸付は、甲と第三者(甲の子会社及び乙以外の者)との間で行われることはありません。

以上の観点を整理いたしますと、本件各貸付人が業として貸付行為を行っていることとみることは不合理であり、本件貸付を貸金業法第2条第1項が規定する「貸金業」に該当すると解するのをもまた不合理でありますほか、本件各貸付人において、貸金業法を脱法する意図を何ら有していないことも明らかであります。

4) まとめ

以上より、照会者は、本件の関係において、甲と甲の子会社間の他、甲乙間

において行われる、本件貸付スキームである相互にその時々の余剰資金の貸付を反復継続する行為は、「貸付を業として行う」には該当せず貸金業法の規制対象とはならない取引であると解せることから、かかる貸付行為は同法第2条第1項が規定する「貸金業」には該当せず、同法の適用はないと判断致します。

以上